

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福崎町の人口は、平成の初頭から1万9千人台を維持していたが、令和2年度に1万9千人を下回っている。男女比はほぼ同数を保ち、年齢層は15歳から64歳までが約6割、65歳以上が約3割を占めている。

産業構造の就業者比率は、第1次産業が約2%、第2次産業が約36%、第3次産業は約59%となっており、町内総生産は約1,700億円で、第1次産業の生産額比率が約1%、第2次産業が約70%、第3次産業は約29%の比率構成となっている。

福崎町には、昭和45年に稼働した福崎工業団地をはじめ、福崎企業団地、福崎町東部工業団地の3つの工業団地があり、また、そのサプライヤーとなる企業も多く立地しており、福崎町の経済性を支えているといっても過言ではない。しかし、それらの企業においても、人手不足や最新設備投資に消極的といった問題を抱えている。生産性、収益性の向上といった発展的な投資に繋がっていない、投資への余裕がない企業が数多く存在しており、特に製造事業者の労働生産性向上への大きな弊害となっている。

(2) 目標

福崎町の製造業においては、住民一人当たりの年間製造品出荷額が兵庫県内で首位にあり、これを維持するには、年間製造品出荷額2,000億円超の生産力を維持・向上させていくことが必要となる。

これを実現するため、年間20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福崎町の製造業においては、自動車部品などの電気機械器具製造をはじめとし、金属製品、化学製品、食料品など幅広い生産性を有しており、次世代の新方式を先取りした取組みなど、そのすべてにおいて「ものづくり」の分野に長けた業種が多く点在している。これらは、福崎町の経済、雇用を支える根幹となっており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

福崎町の産業は、中心市街地や工業団地をはじめとし、それらを取り囲むように広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、福崎町全域とする。

(2) 対象業種・事業

福崎町の製造業においては、自動車部品などの電気機械器具製造をはじめとし、金属製品、化学製品、食料品など幅広い生産性を有しており、次世代の新方式を先取りした取組みなど、そのすべてにおいて「ものづくり」の分野に長けた業種が多く点在している。これらは、福崎町の経済、雇用を支える根幹となっており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③福崎町税に滞納がないこと